

# 御船町農業委員会会議録

令和元年 5 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和元年5月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月10日（金）午後1時30分から2時30分
2. 場 所 御船町第2分庁舎 大会議室

### 3. 主席委員（14名）

会 長 1 番 富田 早苗  
会長職務代理者 2 番 荒木 義一  
委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛  
委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治  
委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠  
委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子  
委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫  
委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄  
欠席者 3 番 野田 孝光 6 番 大西 敬一 以上2名  
最適化推進委員 10 名 参加

### 4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名 4 番 5 番
- 4 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 6 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 7 議案第25号 農業基盤強化促進法第18条について
- 8 報告第6号 非農地判断について
- 9 報告第7号 合意解約通知について
- 10 報告第8号 「耕作証明書」発行について
- 11 その他

### 5. 農業委員会事務局職委員

課 長 井上 辰弥  
係 長 緒方 弘和  
主 事 吉澤 輝

## 1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは、定刻よりも早いですが始めさせていただきます。まず審議に入る前に開会の宣言を致します。欠席の連絡が入っております。3番野田委員 6番大西委員から欠席の連絡を受けております。欠席者2名という事で、御船町農業委員会第6条に基づき委員さん12名の御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員の10名の出席をいただいております。只今より令和元年5月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき富田会長お願いいたします。

## 2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。平成から令和へ元号が変わって平成の時代は自然災害が多かったんで、この時代は…とってたんですが、今朝、宮崎で何回か地震があったんでしょ。この後、大きなものがこないようにと思っております。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。4番 西橋委員 5番 荒木委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第22号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

## 3 議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 はい、1ページをご覧ください。

議案第22号 農地法第3条1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和元年5月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。

次のページをご覧ください。

議案 農地法第3条申請 2件案件がございます。

申請番号1については、2筆ございます。

① 土地の所在地

大字○ 字○○○ △-△ 地目田 面積△㎡。

大字○ 字○○○ △-△ 地目田 面積△㎡。

大字△ 字○○○ △-△ 地目田 面積△㎡。  
譲渡者住所・氏名 ○○県○市○○△丁目△番△号  
○○ ○○。  
○○市○区○○△丁目△番△号  
○○ ○○。  
譲受人住所・氏名 大字○△ ○○ ○○。  
申請は、田：3筆 計△㎡の申請です。  
理由：3条許可所有権移転（町）です。

② 土地の所在

大字○○ 字○○ △ 地目畑 面積△㎡。  
譲渡人住所・氏名 大字○○△ ○○ ○。  
譲受人住所・氏名 大字○○△ ○○ ○○。  
理由：3条許可所有権移転（町）です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。2件4筆です。それでは、申請番号①番の許可要件等の説明です。ここは、1番 富田が担当でございますので説明させていただきます。

1 番

先日、事務局と現地確認に参りました。この農地は、○○さん所有の農地ですが、小作で○○さんが耕作管理されておりました。今後も継続して耕作管理されるようです。何ら問題は無いと判断致します。1号から7号までの必要条件は満たされております。よって許可相当と判断致します。皆様のご審議の程をお願いいたします。

議 長

ご質問等があればお願いいたします。

全委員

ございません。

議 長

無いようですので、①番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可と致します。続きまして、申請番号②番、担当の10番田端委員説明をお願いいたします。

10 番

はい、この件につきましては、4月23日に申請者の○○様、野田委員、事務局とで現地確認いたしました。現地は畑として耕作管理されておりました。説明資料の4ページをご覧ください。第2項第1号から第7号に該当する要件は、何ら問題なく、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。今の案件につきまして、ご

意見や質問等がございましたらお願いいたします。

全委員  
議長

ございません。

意見がないようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断されました。続きまして、議案第 23 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 23 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和元年 5 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
次のページをご覧ください。

今月の 4 条申請は 2 件であります。

申請番号①土地の所在地

① 大字〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積△㎡。

申請者の住所・氏名 〇〇市〇区〇〇〇△丁目△-△-△号

〇〇 〇〇。

転用目的：個人住宅

理由：4 条県許可です。以上です。

② 大字〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積△㎡のうち△㎡。

申請者の住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇。

転用目的：道路

理由：4 条県許可です。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。申請番号①の担当は、12 番藤岡委員お願いいたします。

12 番

はい、現地確認へ参りました。場所から説明いたします。

6 ページをご覧ください。〇〇公民館の裏手になります。地目は田であったんですが、畑として利用されておりました。農地の区分としては、第 1 種農地であります。近隣は住宅地となっております。面積は、△㎡であります。田 1 筆であります。平成 28 年熊本地震により住宅が損壊し住めなくなったため両親との同居を検討し、農地法第 4 条申請に至ったようです。

一般基準としては、検討項目 1 から 10 までの項目につきましては、適当と判断されます。雨水等は、既存にあります道路側溝へ放流する計画であります。以上のことから総合判断とし

て、許可相当と判断いたします。皆様の審議のほどをお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。この案件につきましてご意見などございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号②番担当の7番 池田委員説明をお願いいたします。

7 番 はい、現地確認へ参りました。後ほど説明いたします5条申請と隣接しております。まずは場所から説明いたします。〇〇の〇〇〇〇〇橋を渡り〇〇の点滅信号から左折し、下り坂に入る手前の右上であります。農地区分としては、第2種農地であります。面積として、△m<sup>2</sup>のうち△m<sup>2</sup>です。申請人は、今回同時に農地法第5条申請を行った土地を、自己の経営する株式会社〇〇〇〇の資材置場として賃貸契約で利用することで合意した。貸資材置場の乗り入れ口が必要なため農地法第4条申請に至った。転用目的は道路であります。一般基準として、1から10までの該当する項目は適当と判断致します。以上のようなことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。後で5条申請に関する4条申請でありました。この案件について、何か質問等はございませんか。無いようですので、この案件につきまして承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて県へ送付いたします。では続きまして、議案第24号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします

事務局 はい、5ページをご覧ください。

議案第24号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和元年5月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
次のページをご覧ください。今回は8件12筆申請がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇 字〇 △ 地目 畑 面積△m<sup>2</sup>。  
譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇。  
譲受人住所・氏名 〇〇都〇〇区〇〇〇△丁目△番△号  
〇〇〇〇△階 〇〇〇〇〇 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇〇

転用目的：太陽光発電

理由：5条地上権設定（県許可）

② 土地の所在

大字〇〇 字〇 △-△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。  
譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇。  
譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇〇。  
転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）であります。

③ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇〇〇 △-△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。  
譲渡者住所・氏名 〇〇県〇〇〇市〇〇町△丁目△-△  
〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇〇△  
有限会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇。

大字〇〇 字〇〇〇〇 △-△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。  
譲渡者住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇〇△  
有限会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

大字〇〇 字〇〇〇〇 △-△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。  
譲渡者住所・氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇〇△-△  
〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇〇△  
有限会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：資材置場 田3筆 面積△m<sup>2</sup>。

理由：5条所有権移転（県許可）であります。

④ 土地の所在

大字〇〇〇 字〇〇 △-△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。  
譲渡者住所・氏名 大字〇〇〇△-△ 〇〇〇 〇〇〇。  
譲受人住所・氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇〇△  
〇〇 〇〇。

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

⑤ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目 畑 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇△-△ 〇〇〇〇  
〇〇〇△ 〇〇 〇〇。

転用目的：貸資材置場

理由：5条所有権移転（県許可）

⑥ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目 畑 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△-〇 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇〇△-△〇〇〇  
〇〇〇〇〇△号 〇〇 〇〇。

転用目的：貸資材置場

理由：5条所有権移転（県許可）

⑦ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目 畑 面積△m<sup>2</sup>。

大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目 畑 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇。

転用目的：道路（畑2筆 面積計△m<sup>2</sup>）

理由：5条所有権移転（県許可）

⑧ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目 畑 面積△m<sup>2</sup>。

大字〇〇 字〇〇 △ 地目 畑 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡者住所・氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇〇△ 〇〇〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△-△ 有限会社 〇〇〇〇。  
代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：資材置場（畑2筆 面積計△m<sup>2</sup>）

理由：5条所有権移転（県許可）

以上8件12筆です。

議 長

はい、ありがとうございました。8件12筆です。まず、申請  
番号①番です。5番の担当荒木委員より許可要件等の説明を  
致します。

議案第24号受付番号① 〇〇〇〇〇 〇〇

5 番

現地確認へ参りました。

この地図で解る様に〇〇〇の入口の農地であります。農地の区分としては、第2種農地であります。面積は、△m<sup>2</sup>であります。転用目的は、申請地は役場より△kmほど離れた北側・東側は農地、南側・西側は宅地に接している田園地帯の一角であります。申請人は、太陽光システムの販売、施工を行っている業者であり、事業実施可能用地を探していたところ、申請地の土地所有者と土地の売買で合意し、農地法第5条申請に至りました。一般基準に関しては、1から10までに該当するものについては適当と判断致します。総合判断として、許可相当と判断致します。みなさんのご審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。この案件について、質問がある方はお願いいたします。

10番 太陽光発電という事で、周囲の住民に対して説明会（隣接同意）などされたのですか。今後、事業者が太陽光を進めていくのか伺います。

事務局 はい、事務局から説明いたします。周囲の農地につきましては、西側・南側は、宅地に隣接しております。北側・東側は農地に面しております。北側は、果樹園となっておりますが、問題ないと判断しております。近隣住民に対しては、説明はしておりません。太陽光発電事業者の〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんは、いまだに農地を探しておられます。案件が今後も出てくるような話も伺っております。

5番 議長、説明いたします。17ページの写真を見ていただくと、ユニック車両がありますが、以前転用申請がありました太陽光発電が、設置している状況であります。何ら問題は無い所であります。（同じ事業者の工事であります。）この辺は広がりがあると思います。

議長 最近もたまに、新聞広告・電話などで農地などを探しているようであります。今の時代で、太陽光発電はものになるのですか。

5番 はい、事業者に聞いたところまだ良いみたいです。

議長 まだ良いんですね。他にはございませんか。

10番 はい、太陽光発電システムとして、使用期間等は決まっておりますか。

事務局 はい、お答えいたします。正確に言いますと21年間でありま

す。

10 番

はい、この太陽光発電設置業務の事業者は、御船町において予定でどれくらい考えているのかを伺っていただけませんか事業者の計画を。

事務局

お答えいたします。この業者以外に県外の業者からの問い合わせが多数ございます。この業者が、御船町を候補として考えていると思われませんが、今 10 番委員からの質問に対して、多数の業者からありますので、本来事務局と致しませんが箇所によりますが、設置できます、出来ませんとお話をしております。農地法の規定においては、第 1 種農地には、設置できないとされておりますので、お断りしております。今回みたいな第 2 種農地であれば設置できると判断し、許可が取れると、伝えております。農業委員会としては、見えない部分もあります。来月違う業者から申請が上がってきます。電話等で、この農地に設置可能ですかという問い合わせがあり地番・地図等を確認し、判断している状況であります。確認後設置できるのであれば、地権者へ話をされている状況です。

議長

太陽光を見ると熱いような気がしますね。以前の申請は山間部が多かったのですが、村中にあるのもここ最近でありますね。10 番委員の質問がありました件は、確認をしておいて下さい。お願いいたします。他にはございませんか。無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数で承認されました。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号②番、担当の 5 番荒木委員説明をお願いいたします。

議案第 24 号 申請番号②番

〇〇 〇〇〇

5 番

はい、現地確認へ参りました。場所から説明します。説明資料の 22 ページをご覧ください。役場より△kmほど離れた所ですが、北側は住宅、東側は雑種地、南側は宅地、西側は畑に接している田園地帯の一角であります。申請地は、父所有の農地で既存宅地と一体利用を行う事が可能な土地であり、農地法第 5 条申請に至った。写真が 26 ページに掲載してあります。農地区分としては、第 1 種農地であります。一般基準です。1 から 10 までの項目に該当する項目については適当と判断致します。排水計画としては隣接する町の側溝

へ放流する計画であります。隣接農地の同意も得られております。よって総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆さんの審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。意見・質問等がありましたらお願いいたします。

無いようでございますので、②番の案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。

続きまして、申請番号③の要件等の説明を担当の9番委員 藤本委員お願いいたします。

申請番号③番 有限会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

9 番 はい、現地確認へ参りました。場所の説明を致します。説明資料の28ページをご覧ください。〇〇〇〇インターがございます。インター出入口に橋が架かっております。御船から行きますと橋の架かっている手前の右側に位置します。31ページをお開きください。国道△号線電光表示板があります。赤い枠で示してあるのが今回の申請地であります。この写真には載ってはおりませんが、農業用水路がございます。申請地3筆が農地の尻であります。26ページへ戻っていただき、農地の区分としては、第3種農地と判断しております。おおむね300m以内にインターチェンジがある農地であるため。転用面積は、田3筆、△m<sup>2</sup>であります。転用目的は、申請人は、土木建設業を行っているため、重機・車両駐車場・資材置場であります。一般基準につきまして、1から10までの項目について該当する項目は適当と判断致します。地元区長の排水の同意もあります。このようなことから、総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。資材置場として3筆上がっております。この案件につきまして、質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

10 番 はい、小池・高山インターチェンジ周辺は、町の都市計画との兼ね合いはどうなっておりますか。

事務局 はい、事務局よりお答えいたします。28ページの申請地が出ておりますが、今回の申請地は、御船町の都市計画区域内で

はあります。都市計画区域内というのは、大字小坂・高木・木倉・御船・滝尾の一部まで、平坦地区は都市計画区域内であります。役場周辺は、用途が掛かっている地域であります。実際この地域は用途が掛かっておりませんので、一般的に土地の利用は、自由になります。いま 10 番委員がおっしゃられたのが、御船町としては、御船インター、小池・高山インター、上野・吉無田インター3 つのインターを有する地域性を生かして、総合計画や復興計画もそのような町作りをしますと謳っております。443 号線の左側は、農振農用地区域であります。この地域に関しましては、基本農地転用ができない所であります。規制がかかるところであります。今回の申請地は、都市計画区域内ではありますが、農振に入っていないため売買等も自由にできるため、町が規制をかけることはできません。御船町としては、西側の 7～8ha に関して、企業誘致する計画であります。以上です。

議 長  
事務局

西側ですか。

はい、農振には入っておりますが、基盤整備されておられません。インターから半径 300m 以内でありますので、3 種農地であるため、農振を外し、転用することができる農地であります。

10 番

はい、町がどのような考え方を持っているかで、大きく変わってくると思います。農振が掛かっていないから転用ができるということではいけないと思います。虫食い状態になると大きな企業を誘致する場合問題が生じるとおられます。今、考えていないと誘致できるのが、出来なくなるのではないかと判断致します。町と農業委員会と意思の決定をしておいた方が良くと思います。1 件 1 件上がってくると大きなものを入れられなくなります。(インターが生かせなくなります。)

議 長

今 10 番委員がおっしゃった都市計画の見直しが今始まっている状態です。インター周辺は早急に手を打っておいた方が良く判断致します。他にご質問等はございませんか。無いようですので、この案件を承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で、承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号④番 12 番委員、藤岡委員要件等の説明をお願いいたします。

12 番 はい、現地確認へ参りました。場所としては、35 ページをご覧ください。○○○○○○・○○○○の裏下になります。住宅が建ち並んでいる一角であります。38・39 ページをご覧ください。始末書が付いております。農地区分は 3 種農地であります。所有者が、贈与で得た農地であります。草が生え放題となるため、無断で貸駐車場として利用していた状況であります。今回始末書が添付されております。この農地を、農地へ戻すことは出来ず、周囲が住宅地となっておりますので、始末書で対応されたようであります。33 ページへお戻りください。面積は△㎡であります。申請者は、○○町の方で、子供の成長に伴い、両親と住んでいる家が手狭になり、御船町の土地を購入された状況であります。一般基準の 1 から 10 までに該当する項目は、適当と判断致します。住宅が建ち並んでおりますので、公共用施設を利用し放流する計画であります。以上のようなことから、総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。この案件について、何か質問等がございましたらお願いいたします。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号⑤番から⑦番申請の用件の内容説明を 7 番委員 池田委員お願いいたします。

7 番 はい、現地確認へ参りました。場所は先ほど申しました○○のそばになります。北西側は宅地、南東側は農地に隣接しております。資料の 43・50・57 ページ 3 件とも同じ場所であります。46 ページの写真が一番奥の農地であります(△・△)。53 ページがその手前の農地(△・△)。60 ページの写真が入口の写真であります(△・△)。申請人の親族が経営されている○○○が所在地に近いので、貸資材置場として合意され、今回の申請に至りました。農地区分は第 2 種農地と判断しております。面積は、申請 5 番が△㎡、申請 6 番△㎡、申請 7 番△㎡。合計転用面積△㎡。一般基準として、1 から 10 までの項目に該当するものに対しては、適当と判断致します。以上のようなことから総合判断として許可相当と判断致します。皆

さんの審議の程をお願いいたします。皆さんのお手元に誓約書がございますので、ご覧ください。この〇〇〇〇さんが、無許可で別の農地を埋め立てておられるため、そこを復旧するのを条件に、今回の許可申請を出されております。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、誓約書の場所の説明をしないでいいですか。  
7 番 〇〇の農地が資材置場となっている所であります。今回申請にあたり農地へ戻す条件で提出して有ります。

議 長 この案件に付きまして、御意見等はございませんか。  
10 番 はい、3筆で譲受人が3人居ますが、それぞれ借受けるということですか。

7 番 名義をされました理由として、財産分けということだと判断致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他にはございませんか。  
無いようですので、この申請3件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号⑧番担当の12番 藤岡委員要件等の説明をお願いいたします。

12 番 はい、現地確認へ参りました。場所は66ページになります。〇〇の点滅信号の先に行ったところであります。昨年の7月に〇〇〇〇さんが、資材置場として申請されたところの隣であります。63ページをご覧ください。面積は△m<sup>2</sup>です。畑2筆であります。受注工事が多くなり資材置場が手狭になったため、新に今回の申請に至った。横とか後に住宅がございましたが、昨年転用をなさっているため問題は無いと判断されます。一般基準につきましては、1から10までの項目に該当する項目に付きまして適当と判断致します。雨水は南側側溝へ放流する計画であります。給水は公共用上水道を利用する計画であります。問題ないと判断いたします。以上のようなことから、総合判断として、許可相当と判断されます。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。資材置場の面積の縛りなどはありませんか。

事務局 上限は無く、資材置場の有効利用（隙間無く何を何処におく様な具体的に）面積の制限等はございません。

議 長 はい、解りました。他に質問はございませんか。無いようですので、この案件に付きまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第 25 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、8 ページをご覧ください。

議案第 25 号

農業基盤強化促進法第 18 条第 1 項の基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和元年 5 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
議案書 9 ページ利用権設定がなされております。まずは、今月提出された新規分の利用権設定等状況一覧表が掲載されております。10 ページは、再設定の申請であります。続きまして、議案書 11 ページをご覧ください。こちらは、所有権移転についてです。農業公社を通しての売買であります。今月は 2 件申請が出ております。続きまして、12 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

令和元年 5 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

令和元年第 5 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 258,351 m<sup>2</sup> 畑の累計は、82,033 m<sup>2</sup>。田畑合計で 340,384 m<sup>2</sup>となっております。以上です。下の欄に所有権移転がございます。田 12,188 m<sup>2</sup> で合計も 12,188 m<sup>2</sup>であります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等ございましたらお願いいたします。

議 長 ご意見はございませんか。

それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。

続きまして、報告第 6 号をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 14 ページをご覧ください。

報告第 6 号

農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和元年5月10日 提出 御船町農業委員長 富田 早苗。非農地通知案件ですが、承認から報告にさせていただきます。当初は、承認案件でありましたが、国のほうが非農地につきまして、推進しておりますので、迅速に行うことで、報告に切り替えてもかまわないという通知が来ております。御船町農業委員会としては、承認で行っておりましたが、この場で現地も見えていないので、現地確認された方の判断で、今後処理していくようになりましたので報告いたします。15ページに非農地1筆ございました。

土地の所在 大字〇〇 字〇〇 △番 地目 畑 面積△㎡  
所有者 〇〇 〇 承認年月日 平成31年3月28日 現地確認者 大西委員 清村推進委員 以上2名で現地確認いたしました。承認されましたので、報告いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。報告第7号です。事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、続きまして16ページになります。

報告第7号

農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和元年5月10日 提出 御船町農業委員会。次の17ページから20ページにかけて7件の合意解約が、提出されております。本日、ここに報告いたします。

議長 はい、質問なのですが、5年契約をしました。そして、5年は長いから3年に変更しますということは変更可能ですか。

事務局 お答えいたします。その件につきましては、3年を迎えた時点で、終わるといった時点で、合意解約書双方から記入していただき提出していただきます。これが合意解約であります。

議長 町からの補助金ですが、返還しなければならないのですか。

事務局 公共事業では返還はありません。ただ、意図的なのであれば年数に応じて返還しなければなりません。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、報告第8号をお願いいたします。

事務局 報告第8号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和元年 5 月 10 日提出 御船町農業委員会。22 ページから 24 ページ 3 件の耕作証明書を発行しております。ご確認をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。報告ですので各自確認お願いいたします。議案はこれで終了いたしました。他には何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして 5 月度の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

4 番

⑩

5 番

⑩